

障害福祉サービス事業（生活介護）かえで重要事項説明書

【令和8年6月1日現在】

1. 当施設が提供するサービスについての相談窓口

（電話）03-5691-7150

（担当）生活相談員（月曜日～金曜日【祝日可】）

※ご不明な点等ございましたら、何なりとお尋ねください。

2. 施設の概要

施設の名称	かえで
施設の種類	障害福祉サービス事業（生活介護サービス）
事業所番号	1312100017
施設の目的	居宅での生活を念頭において、必要な介護及び相談援助等を行い、利用者がその有する能力に応じ自立した生活を営めるよう、さらに社会的孤独感の解消やその家族の負担軽減を図るための援助を目的とする。
施設開設年月日	平成12年 4月 1日
施設の敷地面積	3,017.48㎡
施設の延床面積	4,917.48㎡（うち「生活介護」335.03㎡）
利用定員	1日あたり 20名
第三者評価等の実施状況	・東京都福祉サービス第三者評価を実施 ・評価機関：NPO 法人 メイアイヘルプユー ・実施年月日：令和5年2月28日 ・介護サービス情報の公表制度による公表を実施
職員の研修実施状況	・採用時研修 採用後2ヶ月以内 ・継続研修 年2回以上 ・施設内研修 年3回以上

3. 施設の職員体制・勤務体制

職種	現職数	基準数	勤務時間	備考
管理者	1名	1名	8時45分～17時45分	特養さくら兼務
サービス管理責任者	1名	1名	8時30分～17時30分	1名は常勤
生活相談員			8時45分～17時45分	
生活支援員	6名	6名※1 3名※2	8時30分～17時30分 8時45分～17時45分	1名は常勤
医師	1名	1名	週1回診察（非常勤）	内科、精神科
看護職員	2名	1名	8時30分～17時30分 8時45分～17時45分	
機能訓練指導員	1名	1名	8時45分～17時45分	
管理栄養士	1名		8時45分～17時45分	

※1 前年度の利用者の平均障害支援区分が5以上の場合

※2 前年度の利用者の平均障害支援区分が4以上5未満の場合

※ 送迎は生活相談員、サービス管理責任者、介護職員が兼務し、一部委託となります。

4. 施設設備等の概要

設備の種類	室数	広さ	備 考
食堂	1 室	77.88㎡	活動スペースと兼用
浴室	1 室	58.06㎡	デイさくらと共用（一般浴槽、機械浴槽あり）
日常生活訓練室	1 室	42.27㎡	余暇活動で使用する場合もあり
社会適応訓練室	1 室	40.62㎡	入所支援対象者のみ使用
相談室	1 室	15.59㎡	1 階浴室前
娯楽室	1 室	50.00㎡	入所支援対象者のみ使用

5. 主たる対象者

主たる対象者	身体障害者
--------	-------

6. 提供するサービスの内容

営業日	毎週 月～金曜日【祝日営業】（12月30日～1月3日は休業）
営業時間	9時00分～16時55分
サービス計画の立案	個人の特性に応じた個別支援計画の立案を行い、利用者・ご家族の同意に基づいて作成しています。地域において生活ができるよう心身の特性に応じた必要な支援を行います。
介護	上記の個別支援計画に基づいた介護を行います。原則同性介助です。
食事（食事時間等）	昼食 12時00分～（おやつ 15時00分） ※主菜については、事前（11時迄）に選択できます。 ※制限食や糖尿食等も希望によりご用意いたします。 ※昼食時の服薬等がある方は、事前にご相談ください。
入浴	一般浴と機械浴いずれかでの対応が可能です。 ※但し、体調不良等によって中止させていただくことがあります。 ※サービス開始には、必ず情報提供書をご提出頂きます。
排泄	利用者の心身能力を最大限活用し、排泄の自立に向けた支援を実施いたします。
健康管理	看護職員を中心に行います。服薬・塗り薬等は事前にご相談ください。 緊急対応マニュアル・救急カードを作成し、日々の対応に注意を払います。
機能訓練	日常生活訓練室において、機能訓練を行います。
生活相談	生活相談員・サービス管理責任者等が生活についてのご相談に応じます。
レクリエーション等	月毎に予定表を作成し、実施いたします。
行事	大小に関わらず、時節にあった行事を実施いたします。
送迎サービス	原則として足立区内（おおむね西部・北部・中部地区）のみ行います。

7. 地域との交流・その他

会報の発行	当法人の会報（Heart to Heart）を年4回、デイサービスの会報（ふうせんかずら）を年3回発行いたします。※高齢通所事業の内容含む
ボランティア	各行事・日常生活での援助等、様々な活動でボランティアのご協力をいただいております。ボランティアの受付も常時行っています。
福祉教育	近隣小中学校等の総合教育や福祉専門職の学習の場として、当施設を積極的に提供します。
カフェさくら	1階にて喫茶店を営業しています。 （月～金。正午を挟んで4時間前後） （都合により、休業する場合があります。）

8. 利用料金

（1）介護給付費（生活介護サービス費、定員20人以下）

① 基本料金（5時間以上6時間未満）

単位数×11.22

	単位数	生活介護サービス費	利用者負担額
(1) 区分6	904単位	10,142円	1,014円
(2) 区分5	676単位	7,584円	758円
(3) 区分4	469単位	5,262円	526円
(4) 区分3	419単位	4,701円	470円
(5) 区分2以下	381単位	4,274円	427円

基本料金（6時間以上7時間未満）

単位数×11.22

	単位数	生活介護サービス費	利用者負担額
(1) 区分6	1,258単位	14,114円	1,411円
(2) 区分5	941単位	10,558円	1,055円
(3) 区分4	652単位	7,315円	731円
(4) 区分3	583単位	6,541円	654円
(5) 区分2以下	532単位	5,969円	596円

基本料金（7時間以上8時間未満）

単位数×11.22

	単位数	生活介護サービス費	利用者負担額
(1) 区分6	1,291単位	14,485円	1,448円
(2) 区分5	966単位	10,838円	1,083円
(3) 区分4	669単位	7,506円	750円
(4) 区分3	598単位	6,709円	670円
(5) 区分2以下	545単位	6,114円	611円

※ご利用者負担額は、日単位で計算した生活介護サービス費の1割で、おおむねの額です。

但し、月額負担上限額については、区市町村長が定めた額となります。

② その他の加算 等

下記の項目に該当すると、その分が基本料金に加算されます。

項 目	単位数	利用者負担額	備考
重度障害者支援加算（Ⅰ）	５０単位	５６円	
	人員配置体制加算（Ⅰ）及び常勤看護職員等配置加算（Ⅲ）を算定している生活介護事業所等であって、重症心身障害者が２人以上利用しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た生活介護等の単位において、生活介護等の提供を行った場合。		
重度障害者支援加算（Ⅱ）	３６０単位	４０３円	
	生活支援員のうち２０％以上の基礎研修修了者を配置し、区分６かつ行動関連項目１０点以上の者に対して、実践研修修了者作成の支援計画シート等に基づき個別支援を行った場合。 ※１算定開始日から１８０日以内は＋５００単位／日。上記を満たした上で、行動関連項目１８点以上の者に対して、中核人材養成研修修了者作成の支援計画シート等に基づき個別支援を行った場合は、＋１５０単位／日。 ※２算定開始日から１８０日以内は※１に加え＋２００単位／日		
重度障害者支援加算（Ⅲ）	１８０単位	２０１円	
	生活支援員のうち２０％以上の基礎研修修了者を配置し、区分４以上かつ行動関連項目１０点以上の者に対して、実践研修修了者作成の支援計画シート等に基づき個別支援を行った場合。 ※３算定開始日から１８０日以内は、＋４００単位／日。上記を満たした上で、行動関連項目１８点以上の者に対して、中核人材養成研修修了者作成の支援計画シート等に基づき個別支援を行った場合は、＋１５０単位／日。 ※４算定開始日から１８０日以内は※３に加え＋２００単位／日		
人員配置体制加算（Ⅰ）	３２１単位	３６０円	
	従業者を常勤換算方法で「１.５対１」以上配置している場合		
人員配置体制加算（Ⅱ）	２６５単位	２９７円	
	従業者を常勤換算方法で「１.７対１」以上配置している場合。		
人員配置体制加算（Ⅲ）	１８１単位	２０３円	
	従業者を常勤換算方法で「２対１」以上配置している場合		
人員配置体制加算（Ⅳ）	５１単位	５７円	
	従業者を常勤換算方法で「２.５対１」以上配置している場合。		
福祉専門職員配置等加算（Ⅰ）	１５単位	１６円	
	常勤職員の３５％が、社会福祉士・介護福祉士・精神保健福祉士等		
福祉専門職員配置等加算（Ⅱ）	１０単位	１１円	
	常勤職員の２５％が、社会福祉士・介護福祉士・精神保健福祉士・公認心理師等		
福祉専門職員配置等加算	６単位	６円	

(Ⅲ)	配置職員が常勤で７５％以上または常勤で配置されている職員のうち、３年以上従事している職員の割合が３０％以上。		
初期加算	３０単位	３３円	
	利用開始日より３０日以内１日つき加算		
入浴支援加算	８０単位	８９円	
	医療的ケアが必要な者又は重症心身障害者に対して、入浴に係る支援を提供した場合		
喀痰吸引等実施加算	３０単位	３３円	
	医療的ケアが必要な者であって喀痰吸引等が必要なものに対して、喀痰吸引等を実施するものとして登録した事業所において、喀痰吸引等の実施のために必要な知識・技能を修得するための研修を修了した職員が喀痰吸引等を行った場合。		
高次脳機能障害者支援体制加算	４１単位	４６円	
	高次脳機能障害を有する利用者が全体の利用者数の３０％以上であって、高次脳機能障害支援者養成研修を修了した従業者を事業所に５０対１以上配置した上で、その旨を公表している場合		
栄養スクリーニング加算	５単位	５円	
	利用開始及び利用中６月ごとに利用者の栄養状態について確認を行い、当該利用者の栄養状態に関する情報を、当該利用者を担当する相談支援専門員に提供した場合。※６月に１回を限度		
栄養改善加算	２００単位	２２４円	
	下記のすべてに適合する事業所等において、低栄養又は過栄養状態にある利用者又はそのおそれのある利用者に対して、利用者の栄養状態の改善等を目的として、個別的に実施される栄養食事相談等の栄養管理であって、利用者の心身の状態の維持又は向上に資すると認められるもの(以下「栄養改善サービス」という。)を行った場合。 ・当該事業所の従業者として又は外部との連携により管理栄養士を１名以上配置していること。 ・利用者の栄養状態を利用開始時に把握し、管理栄養士等が共同して、利用者ごとの摂食・嚥下機能及び食形態にも配慮した栄養ケア計画を策定していること。 ・利用者ごとの栄養ケア計画に従い、必要に応じて当該利用者の居宅に訪問し、管理栄養士等が栄養改善サービスを行っているとともに、利用者の栄養状態を定期的に記録していること。 ・利用者ごとの栄養ケア計画の進捗状況を定期的に評価していること。 ※３月以内の期間に限り１月に２回を限度として加算する。ただし、栄養改善サービスの開始から３月ごとの利用者の栄養状態の評価の結果、栄養状態が改善せず、栄養改善サービスを引き続き行うことが必要と認められる利用者については、引き続き算定する		

	ことができる		
集中的支援加算	1,000単位	1,122円	
	強度行動障害を有する児者の状態が悪化した場合に、広域的支援人材が障害者支援施設、共同生活援助事業所等を訪問し、集中的な支援を行った場合。 ※3月以内の期間に限り1月に4回を限度として加算。		
訪問支援特別加算	(1)	187単位	209円 所要時間1時間未満
	(2)	280単位	314円 所要時間1時間以上
	利用が連続5日間なかった利用者の居宅を計画に沿って訪問。1月2回。		
欠席時対応加算	94単位	105円	
	欠席者への連絡調整・相談援助。1月に4回を限度。対象ご利用者のみ。		
リハビリテーション加算（Ⅰ）	48単位	53円	
	頸髄損傷による四肢麻痺等のご利用者が個別の計画書でリハビリを行う		
リハビリテーション加算（Ⅱ）	20単位	22円	
	（Ⅰ）以外のご利用者が個別の計画書でリハビリを行う		
利用者上限管理加算	150単位	0円	
	月単位で、対象ご利用者のみ		
食事提供体制加算	30単位	33円	
	収入が一定額以下(生活保護受給世帯、市町村民税非課税世帯、所得割16万円未満)の利用者に対して、事業所が原則として当該施設内の調理室を使用して、次の①から③までのいずれにも適合する食事の提供を行った場合。 ①管理栄養士又は栄養士が献立作成に関わること(外部委託可)又は、栄養ケア・ステーション若しくは保健所等の管理栄養士又は栄養士が栄養面について確認した献立であること。 ②利用者ごとの摂食量を記録していること。 ③利用者ごとの体重やBMIを概ね6月に1回記録していること		
送迎加算（Ⅰ）	21単位	23円	
	利用者(障害者支援施設と同一敷地内又は隣接する生活介護事業所等を利用する施設入所者を除く。)に対して ①1回に平均10人以上が送迎利用 ②週3回以上の送迎 ③平均的に定員の50%以上が利用		
送迎加算（Ⅱ）	10単位	11円	
	利用者(障害者支援施設と同一敷地内又は隣接する生活介護事業所等を利用する施設入所者を除く。)に対して ①平均的に定員の50%以上が利用		

	②週3回以上の送迎を実施		
常勤看護職員等配置加算	28単位	31円	
	看護職員が常勤換算で1人以上配置されている場合。 ※利用定員に応じた所定単位数に、常勤換算方法で算定した看護職員の数に乗じて得た単位数を加算する。		
福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅰ）イ	総単位数に11.3%を乗じた単位数を加算		
福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅰ）ロ	総単位数に11.7%を乗じた単位数を加算		
福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅱ）イ、（Ⅱ）ロ			
福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅲ）	総単位数に9.6%を乗じた単位数を加算		
福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅳ）	総単位数に7.9%を乗じた単位数を加算		
開所時間減算	開所時間4時間以上6時間未満の場合に所定単位数の15%減算		
虐待防止措置未実施減算	次の基準を満たしていない場合、所定単位数の1%を減算。 ①虐待防止委員会を定期的を開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図ること ②従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的を実施すること ③上記措置を適切に実施するための担当者を置くこと		
身体拘束廃止未実施減算	次の基準のいずれかを満たしていない場合、所定単位数の1%を減算 ※障害者支援施設が行う場合、10%を減算。 ・身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録すること ・身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を定期的を開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること ・身体拘束等の適正化のための指針を整備すること ・従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的を実施すること		
業務継続計画未策定減算	次の基準に適應していない場合、所定単位数の1%を減算。 ・感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(業務継続計画)を策定すること ・当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずること		
情報公表未報告減算	障害者総合支援法第76条の3の規定に基づく情報公表に係る報告がされていない場合所定単位数の5%を減算		

(2) 介護給付費対象外サービスの利用料金

項 目	金 額	内 容
食 費	675円（一般）	昼食代（おやつ含む）／1食
入浴時の光熱費	400円	1回あたり
おむつ代	100円	臨時、希望された場合／1枚
写真代	40円	購入を希望された場合／1枚

※食費について、経過措置（令和9年3月31日迄）があり食事提供体制加算対象の方は、284円となります。

※創作活動費がかかる活動については、事前に参加の確認をします。費用は実費をいただきます。

※このほか、利用者の事情により必要となる日用品等は、実費をいただきます。

※通常の実施地域を超えて行う送迎の交通費、営業時間帯を超えて生活介護サービスを提供する場合の利用料、食費、おむつ代等の諸経費については、実費をいただきます。

※送迎ポイントへの到着時間については、送迎時間通知書によりお知らせいたします。

但し、交通事情等の不可抗力により到着時間が変更になる場合は、速やかにご連絡いたしますが、その場合に発生したヘルパー事業所等への延長料金については、利用者の負担とさせていただきます。

(3) 支払方法

- ・ 当月分を1ヶ月ごとに精算し、翌月10日までにご請求します。お支払いは、原則として郵便局の自動引き落としとしてお願いいたします。

但し、これによりがたい場合は、ご相談に応じます。

(4) キャンセル料金

- ・ 正当な理由なく、サービス提供日の送迎車到着予定の1時間前までに連絡せずサービスの中止を申し出た場合、又は連絡がなかった場合は、食費の全額をキャンセル料としてお支払いいただきます。

9. ご利用について

(1) ご利用について

- ① 当該区市町村より介護給付費支給決定を受けた方で、ご利用を希望される方は当施設にご連絡ください。利用定員に空きがある場合は、ご利用の予約ができます。

- ② ご利用の予約を受け付けた際には、事前面接（家庭訪問）を行います。その後、ご利用が決定した場合は、契約となります。

※ ご利用日・時間については、できる限りご希望を考慮した上で決定し、事前にお知らせいたします。

※ 受け入れ定員や送迎車等の関係でご希望日に添えない場合があります。

※ ご利用に際して、適切なサービスを提供するために、心身状況・病歴・生育歴等を把握させていただきます。

※ ご利用当日のご利用者の健康状態により、ご利用をお断りする場合があります。また、計画に基づくサービスの利用が困難な場合は、サービス内容を変更または中止することがあり

ます。その場合は、ご家族に連絡の上、適切に対応いたします。

※ ご利用終了時に、サービス提供の確認をお願いいたします。

(2) サービス利用の終了・中止について

- ① 利用者が利用料金等の支払いを1ヶ月以上遅延し、料金を支払うように催告したにもかかわらず、30日以内にお支払いいただけない場合。
- ② 利用者が正当な理由なくサービスの中止をしばしば繰り返した場合、又は、利用者が入院もしくは病気で明らかに3ヶ月にわたりサービスの利用ができない状態にあることが明らかになった場合。
- ③ 利用者又は、ご家族が当事業所や当事業所職員に対して、本契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合。(この場合、以後のご利用も無効とさせていただきます。)
- ④ やむを得ない事情により、当事業所を閉鎖又は縮小する場合。

※ なお、利用者からのご利用の取り消しは常時可能です。

(3) 契約の自動終了について

以下の場合は、双方の通知がなくても契約を自動的に終了します。

- ① 利用者が他の障害者支援施設等に入所した場合。
- ② 利用者が亡くなった場合。
- ③ 65歳を迎える誕生日の前日。

10. 施設の利用に際しての留意事項

送迎時間の確認	利用開始時や変更時には通知書等にて連絡いたします。
喫煙	所定の場所での喫煙にご協力ください。
設備・器具の利用	施設内の居室や設備等のご利用に際し、利用者の過失による破損等が生じた場合は賠償していただくことがあります。また、他の利用者等に損害を与えた場合は、その賠償をしていただくことがあります。
金銭・貴重品の管理	原則として、利用者の責任において管理していただきます。必要以外のものは、お持込みにならないようお願いいたします。
宗教・政治活動	施設内で、他の利用者に対する宗教及び政治活動はご遠慮下さい。

11. 緊急時の対応

利用者の様態に急変があった場合は、主治医に連絡する等の必要な処置を講ずる他、事前にお伺いする緊急連絡先のご家族へ速やかにご連絡します。

12. 非常災害時対策

非常時の対応	別途定める「防災計画」により対応いたします。
防災管理責任者	管理課 伊藤 剛
自衛消防訓練	年12回実施いたします。〔利用者が参加する場合もあります。〕
防災設備	自動火災通報装置・非常時通報装置・スプリンクラー・非常食等

13. 個人情報の取り扱いについて

当施設はご利用者の福祉サービスの申し込みおよび福祉サービスを通じて、ご利用者等の個人情報を保有しております。そのため年度ごとに、個人情報保護法に基づき、ご利用者やご家族(代理人)の皆様、別紙「個人情報取扱いについての意向のおたずね」を用いて、情報提供について確認さ

せていただいております。

14. この契約に関する苦情窓口、及び虐待通報窓口

① 当施設窓口

責 任 者	施設長 伊藤 剛
電話番号	03-5691-7150
メールアドレス	sakura@houeikai.gr.jp

※なお、さらに率直なご意見がいただけるよう意見箱（エレベーター横）、第三者委員を設置し、プライバシーに配慮した苦情の受付・公表を行っています。

（第三者委員の連絡先等は施設内掲示板をご覧ください。）

②当施設以外の利用相談・苦情窓口、及び虐待通報窓口

- ・ 足立区障害福祉センター（電話）03-5681-0132
（受付時間）月～金曜日 9時00分～17時00分
- ・ 権利擁護センターあだち（電話）03-5813-3551
（受付時間）月～金曜日 9時00分～17時00分
- ・ 足立区社会福祉協議会 基幹包括支援センター
（電話）03-6807-2460
（受付時間）月～土曜日 9時00分～17時00分
- ・ 東京都社会福祉協議会 福祉サービス運営適正化委員会
（電話）03-5283-7020
（受付時間）月～金曜日 9時00分～17時00分

15. 事業所の概要

名 称	足立邦栄会
法 人 種 別	社会福祉法人
法人所在地	東京都足立区皿沼2丁目8番8号
電 話 番 号	03-5691-7150
代表者氏名	理事長 新井五輪子
法人の沿革	平成11年 1月 社会福祉法人設立認可 平成12年 4月 事業開始
法人が所有する 施設・拠点	【本部所在地内】 特別養護老人ホームさくら (定員65名) 特別養護老人ホームさくらショートステイ (定員 7名) デイサービスセンターさくら〔高齢一般型〕 (定員28名) 障害者支援施設かえで 〔生活介護〕 (定員20名) 〔施設入所支援〕 (定員10名) ショートステйкаえで 〔短期入所〕 (定員 2名) 居宅介護支援事業所 デイサービスセンターさくら 【東京都足立区皿沼2丁目8番9号】 足立区地域支援事業指定 地域包括支援センター鹿浜 【東京都足立区古千谷本町4丁目1番16号】 介護付有料老人ホーム リブインさくら 〔特定施設入居者生活介護〕 (定員41名) 【東京都府中市朝日町3丁目17番地5】 障害者支援施設みずき 〔生活介護Ⅰ・施設入所支援〕 (定員32名) 〔生活介護Ⅱ・重症心身障害児(者)通所事業〕 (定員20名) 短期入所みずき 〔短期入所〕 (定員 2名) 日中一時支援事業 市委託型短期入所事業 【東京都狛江市元和泉2丁目35番1号 あいとぴあセンター4階】 ポンテ 〔生活介護〕 (定員20名) 【東京都狛江市元和泉2丁目35番1号 あいとぴあセンター3階】 みずきケアセンター狛江〔居宅介護/重度訪問介護/移動支援〕 あいとぴあ日中一時支援室 【東京都狛江市東和泉1丁目32番21号】 多機能型事業所 こまえ工房 〔生活介護〕 (定員20名) 〔就労継続支援B型〕 (定員20名) 相談支援センターみずき〔計画相談支援/障害児相談支援/地域定着/地域移行〕 【東京都狛江市中和泉3丁目】 パンダ/えだまめ/やまぼうし 〔共同生活援助・短期入所〕 【東京都狛江市中和泉4丁目23番1号リバーサイドハイツ1階】 こまぼっとシルバー相談室多摩川住宅

障害福祉サービス事業（生活介護）の利用にあたり、利用者に対して本書面に基づき重要事項の説明をしました。

令和 年 月 日

【所在地】東京都足立区皿沼2丁目8番8号

【名 称】社会福祉法人 足立邦栄会
障害者支援施設かえで

【代表者】理事長 新井 五輪子

【説明者】 _____

私は、契約書及び本書面により、これから利用する障害福祉サービス事業（生活介護）についての重要事項の説明を受けました。

令和 年 月 日

利用者氏名 _____

【代理人・立会人氏名】 _____